

複線型人事制度について (令和8年4月異動)

制度概要等

対象職員	2つ以上の職場経験があり、原則として（※）応募する分野に関連する経験を有している課長補佐以下の職員（分野により対象職種あり）	
目 的	自らの適性を活かし、特定の専門・得意分野を持つ人材を育成・活用し、組織力を向上させ、区の課題解決を図る。	
認定効果	分野に関連する部署や分野の経験や知識を活かせる部署に異動する。	
認定期間	・ 認定期間は分野の特性を踏まえ決定する。 ・ 認定期間中は異動基準が適用されない場合がある。 ・ 認定は取り消される場合がある他、認定の継続を辞退することも可能。	
応募の流れ	令和7年11月27日（木）	所属長へ申込書提出×切【新規申込者】【既認定者】 ※データで提出してください
	令和7年12月5日（金）	人事課へ申込書提出×切【新規申込者】【既認定者】 ※期限付きフォルダで提出の上、チャットで連絡
	令和8年1月中旬～下旬頃	（不明点等がある場合） 人事課から電話確認又は面接【新規申込者】【既認定者】
	令和8年2月下旬頃	認定結果通知 ※所属長経由で発表予定

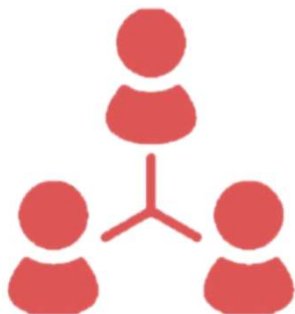
※分野の経験を有していない場合でも当該分野に関連して秀でた特性等がある場合には、認定者として認められる場合があります。

対象分野・対象職種

No	対象分野	主な業務内容	対象職種
①	財 務	予算編成、決算調製、財務に関する監査	事務
②	I T	全庁的なシステム管理や構築、各所管におけるシステム導入や運用、D X推進に関する企画・立案・調整	事務
③	区民窓口 (税務・住基・保険)	賦課徴収、住民基本台帳事務、資格賦課・収納・納付相談、給付	事務
④	福 祉	各種福祉（高齢者・障がい者・生活困窮者・児童）、相談支援	事務
⑤	学校教育	教育委員会の運営、区立小・中学校との連絡・調整	事務
⑥	法 務	条例立案、法制執務、訟務事務、法令解釈に関する指導・助言	事務
⑦	社会教育	社会教育事業や地域コミュニティに関する企画・立案・調整	事務
⑧	まちづくり	都市計画、再開発、資産評価、用地取得・処分・調整・算定業務、密集市街地整備	事務・建築 土木・造園
⑨	ファシリティ マネジメント	施設経営・戦略に関する企画・立案・調整	事務・建築 機械・電気

認定者に求められる役割

特定分野における“つなぎ役”



● 部門横断的な連携強化

⇒特定分野に中長期的に関わる“顔”として、関係部署との調整・連携強化に貢献します。

● 後継職員等の育成・相談・助言

⇒後継職員等の育成・相談・助言等を通して知識の継承や生産性の向上を図ります。

● 組織力の向上

⇒中長期にわたり特定分野に関わりながら、所属する組織力の向上に貢献します。

特定分野の“プロフェッショナル”



● 高度な専門性の発揮

⇒特定分野・得意分野で専門性を発揮し、課・係目標達成に貢献します。

● 日常業務の改善

⇒知識や経験を活かし、前例踏襲になりがちな日常業務の改善を図ります。

● 区政課題の解決

⇒中長期にわたり特定分野に関わり、継続的な区政課題の解決に貢献します。

認定前後のイメージ

将来的な複線型人事制度の活用を検討している場合には、**自己申告書に記載**してください。

必ずしも希望が叶うわけではありませんが、異動希望理由やキャリアの方向性に自身の考えを記載することで希望を踏まえて異動を検討します。

将来的に「●●」の分野で活躍していきたい!! でも、まだ1か所目の職場で経験もないし、複線型人事制度は申込できないな…

●●分野で活躍していきたい!!

申請

認定

1 か所目職場

2 か所目職場
(主任・係員等)

3 か所目職場
(主任・係員等)

4 か所目職場
(主査・主任等)

5 か所目職場
(係長・主査等)

専門性UP

関連分野の“顔”として、組織間の連携強化や業務改善を図ります。

関連分野で経験を積みながら、“つなぎ役”として組織に貢献していきます。

より高度な区政課題解決の担い手として活躍していきます。

※同一課であっても、出先⇔本庁等 所属係・環境・業務等が複合的に異なる場合には「2つ以上の職場経験」として認められる場合があります。

(専門性)

(年数)

認定状況（令和7年度）

No	対象分野	認定人数	認定職層
①	財 務	1人	係長級
②	I T	3人	係長級、主任
③	区民窓口 (税務・住基・保険)	2人	課長補佐、係長級
④	福 祉	1人	係長級
⑤	教 育	1人	係長級
⑥	法 務	1人	係員
⑦	社会教育	-	-
⑧	まちづくり	1人	係長級
⑨	ファシリティマネジメント	1人	課長補佐

※各分野に興味がある方、各分野に関するキャリアのことで認定者に相談したい方は、認定職員の情報を提供することが可能ですので、人事課（3579-2070）までご連絡ください。

認定職員からのコメント

①なぜ複線型人事制度を申し込んだのか（きっかけ・理由等）



IT

システム開発・運用、機器更改や新規導入に伴う各種調整のほか、主管課（ユーザー）としてのシステム利用など、様々な面からシステム関連の業務に携わってきました。それらの経験を活かし、板橋区全体としての最適なICT利活用について考えたいと思ったことがきっかけです。



区民窓口（税務）

制度を利用して専門性を高めることで、若いころには解決できなかったような課題に対し、正面から取り組めるような職員に成長していきたいと考えたことがきっかけです。



福祉

一般事務の働き方（数年毎に経験や知識の全くない職場に異動）に適應することができない、経験や知識を生かすことのできる職場でしか、人並みの成果を出すことができないと考えたから。



まちづくり

区の業務の中でも予算規模も大きく、防災性や地域のにぎわいの向上など、区として地域貢献度の高いやりがいのある業務であると感じている。自身の知識や経験を最大限に発揮することができ、事業を進展させることで、区政に貢献できると考えたから。



まちづくり

技術職であっても職務内容が多岐に渡る中で、自分の強みを生かし成長し続けられると考える分野でキャリアを重ねることが、自分らしく働くことに繋がると考えたから。また、制度が自分のキャリアビジョンの考えと合っていたため、まずは申し込んで実践してみたいという気持ちがあった。

認定職員からのコメント

②複線型人事制度に認定されて変わったことはあるか（気持ち・組織の中の役割等）



IT

認定されたことで意欲が増す一方、これまでの経験が良くも悪くも「こだわり」となり、視野を狭めていた部分があったと自覚していますが、認定直後に配属された部署が、システムやICT以外の業務をメインとしていたため、「システムはあくまで業務遂行の手段に過ぎない、大切なのはそれを利用して何を達成するか」であることを改めて認識することができました。



区民窓口（税務）

認定されたことで上司からお声がけいただき、業務システムを導入しました。予算要求から運用体制の構築まで一貫して携わったことで、長期的な視点を持つことができ、課題調整にも積極的になることができました。



福祉

心情面において、長期的視点を持つようになったり、事務改善等に積極的になりました。



まちづくり

認定されることで、より自信を持って業務に取り組むことができている。また、所属係だけでなく他課の職員からも相談されることが増え、自身の知識や経験を活かした的確なアドバイスをすることができている。



まちづくり

自分のキャリアに対する考えを意思表示できて受け留めてもらったことで、組織の中での自分のポジショニングが明確になったと感じている。また、専門分野の今後の展望や方針について考えを問われることが多くなった。

認定職員からのコメント

③複線型人事制度は自身のキャリア形成にどのように有用であるか



IT

区役所の仕事は多岐に渡りますが、少しでも「興味がある」「自分に向いている」と思える業務に出会えることはある意味幸運とも言えます。いわゆる「その道のプロ」ではなくても、特定の分野に長けている「プロの自治体職員」となることは可能です。複線型人事制度は、そのための後押しをしてくれる制度であると思っています。



区民窓口（税務）

行政の守備範囲が広がる中で、分野を絞って経験の積み上げが可能となったことに大きなメリットを感じています。専門性が向上することで、気持ちにゆとりが生まれ、長期的な課題にも向き合えるようになりました。



福祉

異動先が限られることにより自身が習得すべき知識やスキルが明確になること、また在職年数が長くなることにより仕事の見通しが立てやすいことが利点だと思います。



まちづくり

得意分野で自身の能力を発揮することができるため、区政課題の解決に貢献することができる。また、認定され、自信を持って業務に臨める環境であることが、調整能力等の自身の能力向上にも繋がっている。



まちづくり

スキルアップに繋がる経験や機会を得ることが増え、対象分野に対する視野が広がった。

複線型人事制度に関するQ&A ①

●管理職昇任選考試験に合格したらどうなるのか？

複線型人事制度としてのキャリア形成よりも、管理職候補者としての行政経験が優先されます。

そのため、複線型人事制度の認定は取り消され、管理職として任用するために必要な年数を満たすまで、部や課の庶務担当や調整・企画立案の担当等を担っていく配置となる可能性が高くなります（区全体の状況等により必ずしもそうならない場合があります）。

なお、管理職候補者として複線型人事制度の認定が取り消された場合であっても、引き続き対象分野の関係部署に配置される可能性があります。

●認定を取りやめたい場合はどうする？

複線型人事制度申込書 兼 継続確認書（別紙1）に継続を希望しない旨、内容を記載してください。不明点等がある場合は、人事課からの電話確認や面接を通して意向を確認し、状況を踏まえて決定いたします。なお、制度趣旨から認定後早期（概ね10年以内）の場合や組織状況によっては、認定の取りやめが認められない場合があります。

●認定をされない場合はある？

基本的には本人の希望状況を尊重して判断しますが、現在所属している所属状況を含め、様々な状況によっては認定保留・認定不承認となる場合があります。なお、認定保留・認定不承認となる場合であっても対象分野に異動する可能性があります。

複線型人事制度に関するQ&A ②

●認定前後のイメージは昇任しているが、必ず昇任を目指さなければならないのか？

また、認定されることで昇任が約束されるものなのか？

あくまでイメージであり、制度認定と昇任は必ずしも結びつくものではありません。

また、複線型人事制度は自身の能力を活かしてキャリア形成を図るものであり、制度に認定されたからと言って昇任が約束されるものでもありません。

●認定されても対象分野と異なる事務分担になることはあるか？

組織の状況等によっては、対象分野とは異なる事務分担も一部担う場合があります。

事務分担の全てが対象分野と異なるということがないように所属長に対しては人事課からも認定者の情報について共有します。

●異動基準が適用されない場合があるとはどのようなことがあるのか？

組織の状況にもよりますが、関係部署にいる期間（異動年限）が長く（又は短く）なる可能性があります。

●認定を受けたらすぐに異動することになるのか？

基本的には本人の希望状況を尊重して判断しますが、既に対象分野に在職している等様々な状況によっては認定を受けたとしてもすぐに異動しない場合があります。

複線型人事制度に関するQ&A ③

- **区民窓口や福祉等、対象分野の中でもさらに幅広く分野がある場合には、どのような異動となるのか？その中でもさらに専門分野を希望することは可能か？**

一部の分野については、比較的幅広い範囲で対象分野が設定されていますが、実際は本人希望や電話・面接での確認等を踏まえて異動先を検討します。

本人の希望によっては、対象分野の中より専門分野の部署を異動することも、対象分野の中の部署を広く異動することも可能性として考えられます。

- **複線型人事制度に認定されることで給与的な差（手当等）はあるのか？**

認定されたことを持って、給与的な差（手当等）が生じることはありません。

- **複線型人事制度に認定されるデメリットはあるか？**

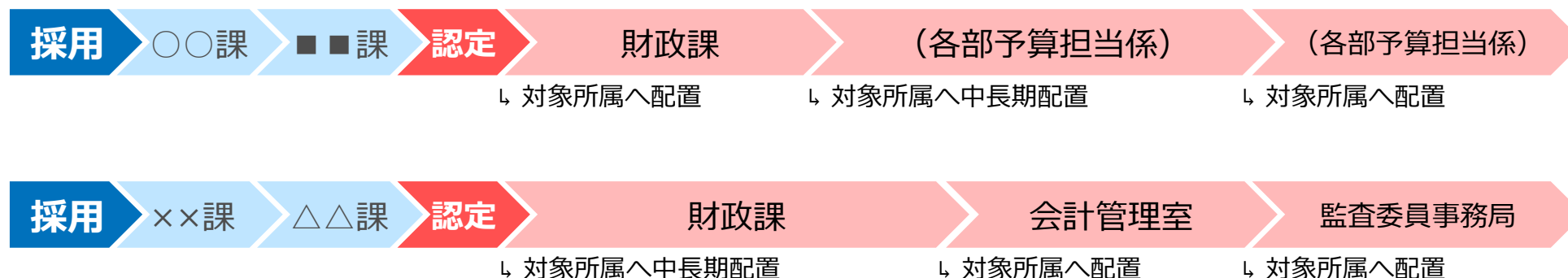
同一職場の在職年数が長くなることや異動先が限定されることが挙げられます。

また、認定を取りやめたい場合でも、制度趣旨から認定後早期（概ね10年以内）の場合や組織状況によっては、認定の取りやめが認められない場合があります。

【分野紹介】①財務

●対象所属・異動イメージ（例）

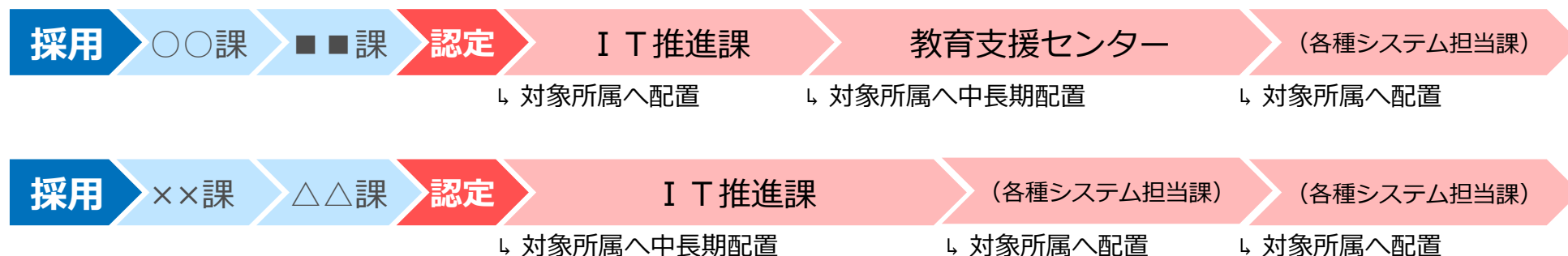
対象所属	主な業務内容
財政課	各種財政計画、各種予算編成・配当・執行統制に関する調整・基金管理 等
介護保険課	介護保険特別会計を含む予算・決算に関する調整 等
会計管理室 (出納係)	予算執行、新公会計業務 等
監査委員事務局	各種財務監査に関する調整 等
(各部予算担当係)	各部内の予算・決算に関する調整 等



【分野紹介】② I T

●対象所属・異動イメージ（例）

対象所属	主な業務内容
I T 推進課 (基幹系運用係)	基幹系システムの運用管理・維持管理・企画調整 等
I T 推進課 (DX戦略係、DX推進係)	・内部情報系システム・ネットワークシステム（全庁LAN、公共施設予約システム、財務会計システム等）の運用管理・維持管理・企画調整 等 ・DX・ICTの推進・企画調整、データ利活用 等
戸籍住民課 (戸籍係、住民基本台帳係)	戸籍情報システム（全国連携開始）の運用管理・維持管理、住民記録システムの運用 等
教育支援センター (教育 I C T 推進係)	教育情報化の推進、学校情報セキュリティ対策実施、校務支援システムの運用管理、GIGAスクール構想推進・企画調整 等
(その他各種システム担当課)	各種システム運用管理・維持管理・企画調整 等



【分野紹介】③区民窓口（税務・住基・保険）

●対象所属・異動イメージ（例）

対象所属	主な業務内容
課税課 （課税第一係～第四係）	特別区民税・都民税の賦課及び検査 等
納税課 （整理第一係～第四係）	滞納整理、滞納処分、納付相談 等
戸籍住民課 （住民台帳係、住民異動係、証明係、区民事務所）	住民基本台帳・証明関係窓口事務 等 （区民事務所）上記に加え、区税・国保・後期・介護関係窓口事務 等
赤塚支所 （住民サービス係）	戸籍関係・国民年金関係窓口事務 等
介護保険課 （資格保険料、給付係）	保険料賦課及び減免、滞納整理、保険給付 等
国保年金課 （国保給付係、国保資格係、国保収納係、国保特別整理係、国民年金係）	保険給付、保険料賦課及び減免、滞納整理、各種申請受付、障害基礎年金相談 等
後期高齢医療制度課	保険料徴収、滞納整理、保険給付、各種申請受付 等

採用

○○課

■ ■ 課

認定

課税課

納税課

国保年金課

↳ 対象所属へ中長期配置

↳ 対象所属へ配置

↳ 対象所属へ配置

【分野紹介】④福祉

●対象所属・異動イメージ（例）

対象所属	主な業務内容
健康福祉センター （保健福祉係）	精神保健・難病の各種医療費助成申請受付、各種保健事業等の実施 等
おとしより保健福祉センター （地域ケア推進係・介護予防係、介護普及係、認知症施策推進係、特別援護係）	板橋区版AIPの推進、各種介護予防事業・介護普及啓発・認知症施策等の企画運営調整、高齢者虐待対応 等
生活支援課 （庶務係、自立支援係）	民生・児童委員・地域保健福祉計画・保健福祉オンブズマンに関する調整、福祉事務所との調整連絡・企画調整 等
障がい政策課	障がい者福祉施策の調査及び計画策定、ユニバーサルデザインの推進及び計画策定、障がい者就労支援、認定審査会運営、地域生活支援拠点等設置、区立福祉園運営、障がい者施設の整備促進 等
障がいサービス課	障がい者の虐待防止・差別解消・権利擁護に関する調整、各種福祉手当支給、身体障害者手帳申請・交付、愛の手帳交付、医療的ケア児関係、各種福祉サービスの給付 等
板橋・赤塚・志村福祉課 （総合相談係、援護係、保護係）	福祉相談、生活保護業務の連絡調整、ケースワーク業務 等
子ども家庭総合支援センター （支援課・援助課）	子どもに関する相談支援、児童虐待等への対応、ケースワーク業務、施設入所児童への対応、家庭復帰支援、関係機関との連携、里親に関すること 等

採用

〇〇課

■ ■ 課

認定

生活支援課

おとしより保健福祉センター

障がい政策課

↳ 対象所属へ配置

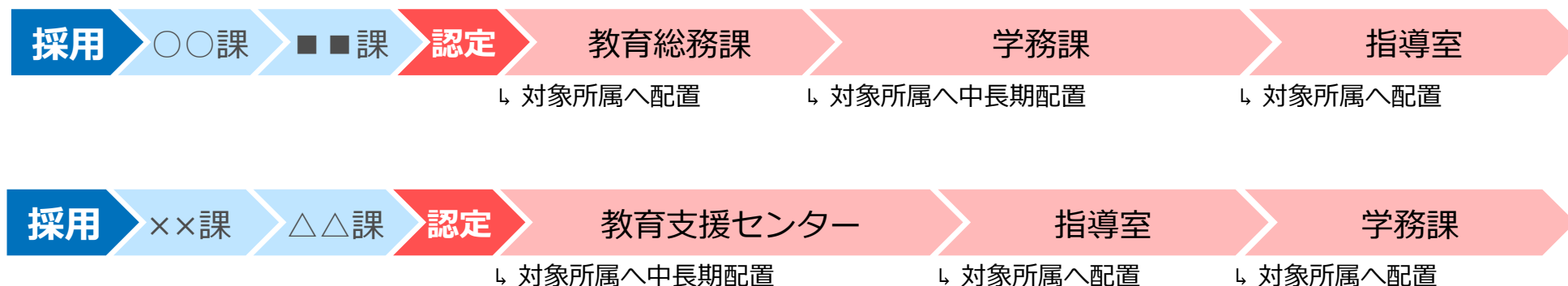
↳ 対象所属へ中長期配置

↳ 対象所属へ配置

【分野紹介】⑤学校教育

●対象所属・異動イメージ（例）

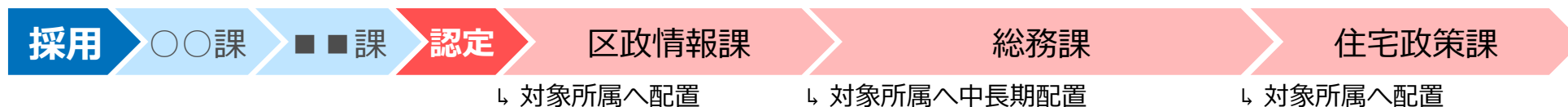
対象所属	主な業務内容
教育総務課	教育委員・教育委員会、代表・全体校長会、学校令達予算、教育振興基本計画、学校区費職員の労務管理、学校における働き方改革、部活動改革 等
学務課	小中学校就学事務、就労援助事務、学校運営事務、給食事務、区立幼稚園管理、私立幼稚園給付・補助金事務、給付認定事務 等
指導室	教職員人事、学習支援、校外事業、学習指導、教科書採択、特別支援教育 等
新しい学校づくり課	教育財産の管理、学校増改築・長寿命化改修に係る調整、学校適正規模・適正配置の検討・推進 等
教育支援センター	教員向け研修・研究の支援、特別支援教育就学・転学事務、教育相談 等



【分野紹介】⑥法務

●対象所属・異動イメージ（例）

所属	業務内容
総務課 （文書係、法規係）	特別職報酬等審議会・行政不服審査会、条例・規則・訓令等の制定・改廃、訴訟・審査請求対応、法律相談 等
区政情報課	情報公開に係る企画調整、個人情報保護に係る企画調整 等
区議会事務局 （議事係、調査係）	本会議・常任委員会・特別委員会の運営における調整・折衝、請願受付、議員活動支援、議員の政策立案補助 等



【分野紹介】⑦社会教育

●対象所属・異動イメージ（例）

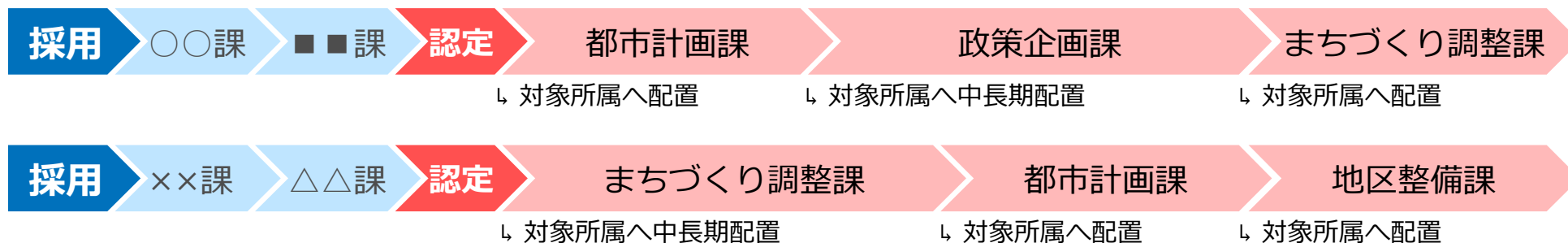
所属	業務内容
男女社会参画課	男女平等参画推進に関する企画・立案・調整 等
地域振興課 (地域振興係、地域センター)	地域コミュニティ・NPO団体等に関する企画・立案・調整 等
子育て支援課 (子育てサービス係)	児童館との連絡調整、子育て支援に関する企画・立案・調整 等
生涯学習課 (社会教育推進係、生涯学習センター)	社会教育事業に関する企画・立案・調整、若者の居場所づくり 等
地域教育力推進課 (地域連携係、青少年係)	板橋区コミュニティスクール・青少年健全育成地区委員会に関する企画・立案・調整 等
中央図書館	図書館の振興・企画展示に関する企画・立案・調整 等



【分野紹介】⑧まちづくり

●対象所属・異動イメージ（例）

所属	業務内容
政策企画課	行政計画策定・進行管理、用地調整・活用、まちづくりとの連携・調整 等
契約管財課 (管財用地係)	用地の取得・処分 等
都市計画課	都市計画に関する企画調整、行政計画策定・進行管理 等
(まちづくり推進室) まちづくり調整課、地区整備課、 鉄道立体化推進課、高島平まちづくり推進課	まちづくり事業全般の企画調整、各種地区計画に関する企画調整、再開発事業に関する企画調整 等
工事設計課	道路、橋梁、河川、公共溝渠等の設計に関する調整、都市計画道路に関する調整 等
みどりと公園課	公園の整備及び管理運営に関する企画調整

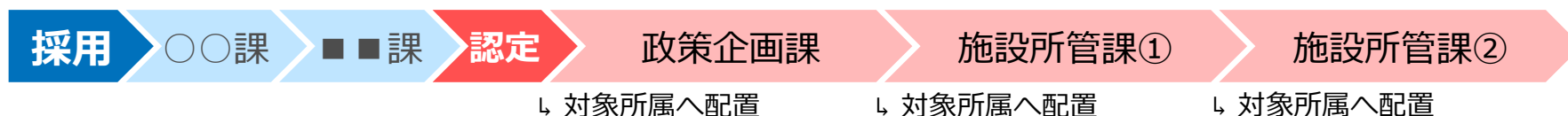


【分野紹介】⑨ファシリティマネジメント

●対象所属・異動イメージ（例）

所属	業務内容
政策企画課	公共施設の配置検討、跡地活用、行政計画策定・進行管理、プロジェクトマネジメント、まちづくりとの連携・調整 等 ※主にソフト面
施設経営課	改築・改修計画及び工事監理、改修経費の優先順位づけ、標準仕様の改定、公共施設の配置検討・跡地活用・施設あり方検討・民間活用（PPP/PFI）の技術的支援 等
（施設所管課） 地域振興課、障がいサービス課、子ども政策課、生涯学習課、新しい学校づくり課 等	民営化、統廃合、廃止、他施設との集約・複合化、改築・改修計画 等
（まちづくり推進室） まちづくり調整課、地区整備課、鉄道立体化推進課、高島平まちづくり推進課	公共施設整備をまちづくりの計画に位置付け、民間ベースの施設整備の誘導、区有地活用とまちづくりの連動、土地利用計画の策定 等

事務



事務以外



※機械職・電気職については配置所属が一部限られる場合があります。

(参考) 令和5年度の主な変更点

①周知方法等の見直し

従来までの通知では制度の内容について十分に伝わりづらい内容であったため、パワーポイント資料にまとめ、認定者の役割、制度概要、対象所属の例示等について詳細を記載するようにします。

②認定者情報の条件付提供

各分野に興味がある方や、各分野に関するキャリアのことで認定者に相談したい方に、認定職員の情報を提供します。

③対象職員の要件追加

認定者に求められる役割から、該当分野に関する一定の経験を有していることが望ましいと考えられるため、対象職員の要件に「原則として応募する分野に関連する経験を有している」ことを追加します。

④対象分野の一部変更

従来の「戸籍」を削除し「住基」を追加します。「税務」「住基」「社会保険」については互いに関連する部分が多いため、新たに「区民窓口（税務・住基・保険）」の分野を追加して集約します。

⑤対象分野に「ファシリティマネジメント」を追加

区が保有する施設の8割が築30年以上となり、その対応が喫緊の課題となっており、“施設経営・戦略”に関して中長期的な視点に立って、職員の専門性と能力を最大限に活用していく必要があることから、対象分野に「ファシリティマネジメント」を追加します。